

第22期第8回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年1月26日（水）

15：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）刺網漁業等の許可方針について（協議） . . . P1～29

（2）海区漁業調整委員会委員に係る旅費制度の変更について（報告） . . . P30

（3）その他

3 閉 会

水産第 4008 号
令和 4 年 1 月 25 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



刺網漁業等の許可方針（案）について（協議）

佐賀県有明海における知事許可漁業のうち、下記漁業については、令和 4 年 6 月 30 日で許可の有効期間が満了となります。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 5 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

○許可の有効期間が満了する漁業

- ・すずき流し刺網漁業
- ・えび三重流し刺網漁業
- ・雑魚一重流し刺網漁業
- ・さわら流し刺網漁業
- ・げんしき網漁業
- ・固定式刺網漁業
- ・あんこう網漁業

（担当：農林水産部水産課）

刺網漁業許可方針

すずき流し刺網漁業

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 すずき流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 170隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 すずき流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 160隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づき公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>170</u>件に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>170</u>件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>170</u>件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残存が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月1日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>160</u>件に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>160</u>件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>160</u>件に到達した日以降から令和9年5月1日までの期間において、廃業等の事由により残存が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づき公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
--	--

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が170件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</p> <p>(3) 当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</p> <p>(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)に該当しない者</p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が160件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2) 基準日において当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していた2親等以内の親族の廃業(この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。)に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記(1)の適用に計上した従前の許可及び代船申請のため廃業した許可は、この順位の適用に計上することはできない。</p> <p>(3) 基準日から過去5年間に於いて当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</p> <p>(4) 基準日において当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を有していた者</p> <p>(5) 基準日において当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の</p>
---	--

	許可を有していた者 (6) 上記(1)から(5)に該当しない者
<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

えび三重流し刺網漁業

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 えび三重流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 430隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 えび三重流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 410隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、430件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が430件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が430件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、410件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が410件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が410件に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
---	---

第4 許可の基準

合計数が430件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者

(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

第4 許可の基準

合計数が410件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

(1) 基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 基準日において当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していた2親等以内の親族の廃業(この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。)に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記(1)の適用に計上した従前の許可及び代船申請のために廃業した許可は、この順位の適用に計上することはできない。

(3) 基準日から過去5年間に於いて当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者

(4) 基準日において当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を有していた者

(5) 基準日において当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者

(6) 上記(1)から(5)に該当しない者

第5 条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル(仕立上り)以下とし、網の目は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。(2統を使用する場合においても、その合計の漁具の総延長は300メートルを超えることができない。)
- 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

第5 条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル(仕立上り)以下とし、網の目は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。(2統を使用する場合においても、その合計の漁具の総延長は300メートルを超えることができない。)
- 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

雑魚一重流し刺網漁業

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚一重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 330隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚一重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 310隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>330件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>330件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>330件</u>に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>310件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>310件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>310件</u>に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
---	---

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が330件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) <u>許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</u></p> <p>(2) <u>前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</u></p> <p>(3) <u>当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</u></p> <p>(4) <u>当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</u></p> <p>(5) <u>上記(1)から(4)に該当しない者</u></p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が310件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) <u>基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</u></p> <p>(2) <u>基準日において当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していた2親等以内の親族の廃業(この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。)に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記(1)の適用に計上した従前の許可及び代船申請のために廃業した許可は、この順位の適用に計上することはできない。</u></p> <p>(3) <u>基準日から過去5年間に於いて当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</u></p> <p>(4) <u>基準日において当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を有していた者</u></p> <p>(5) <u>基準日において当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</u></p>
--	--

<p>(6) 上記(1)から(5)に該当しない者</p> <p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目は10センチメートル以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならない。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目は10センチメートル以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならない。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
---	--

さわら流し刺網漁業

		(旧)	(新)
第1	制限措置	<p>1 漁業種類 さわら流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 15隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 10月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 さわら流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 10隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 10月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、15件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和3年11月30日までの期間において合計数が15件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が15件に到達した日以降から令和3年11月30日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和8年11月30日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が10件に到達した日以降から令和8年11月9日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
---	--

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が15件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</p> <p>(3) 当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</p> <p>(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)に該当しない者</p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2) 基準日において当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していた2親等以内の親族の廃業(この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。)に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記(1)の適用に計上した従前の許可及び代船申請のために廃業した許可は、この順位の適用に計上することはない。</p> <p>(3) 基準日から過去5年間に於いて当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</p> <p>(4) 基準日において当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を有していた者</p> <p>(5) 基準日において当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に該当しない者</p>
---	--

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は10メートル以下、網の目は12センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さには設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は10メートル以下、網の目は12センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さには設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
---	---

げんしき網漁業許可方針

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 げんしき網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 150隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 げんしき網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 140隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>150件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>150件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>150件</u>に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>140件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>140件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>140件</u>に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から<u>10日間</u>とする。ただし、<u>10日後</u>が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
--	--

第4 許可の基準

合計数が150件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第4 許可の基準

合計数が140件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

(1) 基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 基準日において当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していた2親等以内の親族の廃業(この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。)に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記(1)の適用に計上した従前の許可及び代船申請のために廃業した許可は、この順位の適用に計上することはできない。

(3) 基準日から過去5年間に於いて当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者

(4) 基準日において当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。
--	--

固定式刺網漁業許可方針

	(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 固定式刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 1,000隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 固定式刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 980隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 固定式刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 980隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、1,000件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が1,000件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを行なう。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が1,000件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月1日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、980件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が980件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを行なう。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が980件に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
--	---

第4 許可の基準

合計数が1,000件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第4 許可の基準

合計数が980件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

(1) 基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 基準日において当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していた2親等以内の親族の廃業(この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。)に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記(1)の適用に計上した従前の許可及び代船申請のために廃業した許可は、この順位の適用に計上することはできない。

(3) 基準日から過去5年間ににおいて当該知事許可漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者

(4) 基準日において当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 4 使用する漁具は1統でなければならず、ただし、農林水産大臣管轄漁場においてはこの限りでない。 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 4 使用する漁具は1統でなければならず、ただし、農林水産大臣管轄漁場においてはこの限りでない。 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
--	--

あんこう網漁業許可方針

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 あんこう網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 <u>28隻</u> 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ア 2親等以内の親族の廃業に伴い、許可を承継する<u>とき</u> イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められるとき (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 あんこう網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 漁業者の数 <u>22人</u>（<u>漁具の統数 22統</u>） 船舶の数 <u>1人につき2隻まで</u> 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。 ア 2親等以内の親族の廃業に伴い、許可を承継する者。 <u>ただし、有している当該漁業の許可を全て廃業するときに限る。</u> イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者 (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権

<p>利を有する者</p> <p>(4) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(5) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が、28件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が28件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p>	<p>利を有する者</p> <p>(4) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(5) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請者の数(以下「申請者数」という。)が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。(以下この許可方針に おいて同じ。)</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数(以下「合計人数」という。)が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをした</p>
---	--

<p>4 合計数が2.8件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p> <p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が2.8件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のAに該当する者</p> <p>(2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位が定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。</p>	<p>ものについては、これを申請者数から除く。</p> <p>4 合計人数が2.2人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第1.1条第1項に基づき公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日の場合は、その次の閉庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p> <p>5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月 日から令和9年5月31日までとする。</p> <p>第4 許可の基準</p> <p>合計人数が2.2人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。</p> <p>(1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請に限る。</p> <p>(2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のAに該当する者</p> <p>(3) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。</p>
---	---

第5 条件

- 1 1許可者につき、使用できる漁具は1統までとする。なお、
1許可者で2隻の許可を受けた場合においても同じ。
- 2 2隻の許可を受けた者が操業する際は、県が定める標旗を船
舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

旅費制度の変更について

1. 背景

- 委員会等に出席された委員には「委員報酬」と「旅費」が支給されている。
(ただし、旅費については、移動距離が8 km未満の場合は支給なし。)
- 今般、県において「旅費」の制度見直しが行われ、「佐賀県職員等の旅費に関する条例」が改正された。
- 令和4年1月1日から新たな旅費制度の適用が開始された。

2. 旅費制度の変更内容

○旧制度（～R3.12.31）

区分	旅費の構成
8 km未満	旅費支給なし
100 km未満	交通費 + 日当1,100円
100 km以上	交通費 + 日当2,200円



○新制度(R4.1.1～)

区分	旅費の構成
8 km未満	旅費支給なし
県内	交通費 + 地域内交通費550円
県外	交通費 + 地域内交通費1,100円

※新制度では、移動中に私用携帯で事務局と電話連絡をするなど、通信連絡の費用を負担した場合には、1日につき100円を別途支給します。(8 km未満の方も対象)

※交通費は、公共交通機関の運賃を基に算出しています。(算出方法の変更はなし)